

議会運営委員会

令和3年9月1日午前11時15分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○溝部真紀子	齋藤 文夫
小城 世督	嶋田 善行	横田 敏文
奥村 容子		
伴 議 長		

2. 理事者出席者

総 務 部 長 面 卷 昭 男

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐 谷 容 子 同 係 長 吉 川 也 子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前11時15分）

署名委員 溝部委員、齋藤委員

委員長

それでは皆さんお疲れ様です。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。会議録署名委員に、溝部委員、齋藤委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

急遽、議会運営委員会を開催させていただくことになりました。本日は、お手元のレジメに記載しておりますとおり、（１）新型コロナウイルス感染症に係る公務の取り扱いについて、および（２）要望書等の取り扱いについてをご協議をいただきたく、本日、議会運営委員会を開催させていただいたところです。委員皆さまには、よろしく願いいたします。

初めに、１．協議事項、（１）新型コロナウイルス感染症に係る公務の取り扱いについてを議題とします。

全員協議会で議長からお話がありましたが、令和2年4月27日付けの議員配布された文書において「議員又は議員の同居の親族等が新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者である場合は、出席を見合わせてください」と記載されていますが、現在、濃厚接触者の同居親族については、保健所から自宅待機の指導がされていない事例が多い実態であることから、議会運営委員会において再度検討されたいとのことです。

この取り扱いについて委員皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。暫時休憩いたします。

（ 午前11時16分 休憩 ）

（ 午前11時23分 再開 ）

委員長

再開いたします。

そうしましたら委員皆さんのご意見お聞かせいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 家族が濃厚接触者である場合には、濃厚接触者と同等の範囲というんですか、で、出席を見合わすと。ただし、結果が出てそれが陰性の場合には解除できると、そういうふうなことにしてはどうかと思います。せやからあくまでも家族が濃厚接触者の場合は、自分も濃厚接触者であるという考えでやっていくということになってこようかなとは思いますがね。

委員長 他の委員さんいかがでしょうか。 小城委員。

小城委員 今、嶋田委員おっしゃった部分でいうと、濃厚接触者、家族が濃厚接触者で、陰性やった場合の、濃厚接触者が陰性でも2週間かなんか自宅待機というのがあると思うんですけれども、その期間はやっぱり陰性であっても出てきてもらうのは難しいのではないかなというのを、ちょっと思ったんですけれども。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。 齋藤委員。

齋藤委員 この前の、名前言っていないかわかりませんが、町長の話とかね、いっぱい言われましたんで、やっぱり危機管理が甘いんとちがうという話が言われましたし、やはり厳しめにした方がいいのかなと。今、小城委員がおっしゃったようにね、2週間というのは、やっぱり陰性であっても取って、ここまでやっているんだよ、やったよということはしておかないとやっぱりまずいのかなというふうには私は思います。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。 横田委員。

横田委員 私も齋藤委員と同じ意見です。

委員長 奥村委員。

奥村委員 家族さんが濃厚接触者であって、議員もどう取り扱うということで、2

週間。当初、2週間経った後、PCR検査して、本当に陰性と出ればよしというような状況だったと思うんですけど、今はもうPCR検査、2週間であってというのはなくなっていると思うんですけど。

委員長 専門的な担当がいらないんでお答えするのは難しいんですけど、今、濃厚接触者となった場合に、保健所のほうからたぶん最初にPCR検査してくださいと言われると思うんです。検査は2週間あけてからはしない場合があると思うんですよね。 奥村委員。

奥村委員 やっぱり2週間というスパンは必要なのかなと思います。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 ひとことだけ補足させていただきたいんですけども、今問題になっている濃厚接触者の家族の扱いなんですけれども、平群町と安堵町は規定がありまして、ご自身が濃厚接触者の場合、自宅待機のみとなっております、同居親族については規定していないということになります。三郷町については、現在その規定自体がないということで聞いておりますので、ご参考にいただければと存じます。あと、今こういう規定が保健所からどのように出されているかという、きちっとした記述はないんですけども、お聞きしておりますところによりますと、念のため検査と濃厚接触検査の2種類があるようです。念のために検査した方というのは、検査をして陰性であったら次の日から学校にも来てもいいということになっているようです。濃厚接触者の方はたとえ検査の結果陰性であっても、最終の接触日から2週間は自宅で待機してくださいという指導が多いようだと聞いております。あと、もうひとつには、たとえこれが濃厚接触者の方であったといたしましても、濃厚接触者の方がご兄弟でいらっしゃるしまして、例えば上の方が濃厚接触者でPCR検査を受けて、その方が陰性であったら、その上の方は、最終接触日から2週間の自宅待機を保健所から指導されることが多いですけれども、同じ家の中に住んではる下の方は次の日から学校に行ってもいいということになっておりますので、今の議会の規定ですね、

この申し合わせについては、その規定よりは少し厳しめであるということだけはご認識いただいております。以上です。失礼しました。

委員長 ただいま、事務局から近隣の町の状況についても調査していただいて報告していただきましたので、またそれをご参考にさせていただければと思います。 伴議長。

議 長 ひとつ参考までの話で。私の娘の旦那、義理の息子になるんですけど、大阪のほうに住んでおります。そしてその会社でコロナの方が出られたと。おまえどうやねんと話をしたときに、席がひとつ離れていると、隣の人は濃厚接触、1こ離れていると、僕違うねんと。それぐらい濃厚接触というのの枠は狭めていると。そやから念のためというのはほんまに念のためか言うたらなんとも言えんというのは、僕の家族の話で、そういうこともあるんで、その辺をちょっと踏まえて協議していただければと。濃厚接触でないから、ちょっと軽いか言うたら決してそうとも思えへん。机がひとつ向こうでも濃厚接触と違うと、彼は言ってましたんで、ちょっとそのあたり参考にさせていただきたいと思います。以上です。

委員長 あと、溝部委員、お聞かせいただきたいなと思います。 溝部委員。

溝部委員 濃厚接触者、同居の親族が濃厚接触者である場合は出席を見合わせるという形でいいと思うんですけど、先ほどおっしゃってた念のためにという検査を受けられている場合が、同居の家族にいる場合がすごく難しいですけども、PCR検査しても1回目では陰性でも何回かやったときに陽性になるというのを報道で見たことがありますので、そういった場合に備えても、やはり2週間は自宅待機していただくという形のほうが同居の家族の念のための方が出た場合に、やはり2週間自宅待機していただくほうがいいのかなと、今のお話を、皆さんのお話を聞いていて感じました。

委員長 ちょっと分けて、1こずつ考えていきたいと思うんですけど、まず、同居の家族・親族の方が濃厚接触者だった場合、PCR検査をして陰性やっ

てもやはり濃厚接触者の方と同じように待機をしていただくべきではないかというご意見が多かったと思うんです。その点について、嶋田委員はそうではなくて、PCR検査で陰性やったら本人さんは出てきてもらったらいいんと違うかというご意見いただいていたと思うんですけど、どうですやろ。 嶋田委員。

嶋田委員 僕言うてたんは、同居の家族が濃厚接触者だったら、本人も濃厚接触者とみなすと、ただし、検査の結果陰性であれば、そこで解除すると、そういうふうなことですんでね。要は厳しくして、いやそんな俺、濃厚接触者でもないのに、なんで出たらあかんねんとなってきたときにどうするのかということですね。一応、せやから本人次第やけども、家族で濃厚接触者の方がおられたら同等の扱いをする、ただし議員本人が陰性になった場合には解除するということですね。

委員長 それは濃厚接触者の方のPCR検査の結果じゃなくて。

嶋田委員 本人さん。

委員長 本人さんということですね。濃厚接触者の方がPCR検査して、陽性やったら本人も濃厚接触者になってしまうんで、ですけど、濃厚接触者の方がPCR検査をして陰性やった場合、本人にもPCR検査を受けていただいて、陰性を確認して出席は可能だと考えるという。 嶋田委員。

嶋田委員 家族に濃厚接触者の方がおられたら自分は検査受けへんとか、そんなことではないわけですね。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時35分 休憩)

(午前11時38分 再開)

委員長

再開いたします。

今、休憩中にご意見もいただきましたけども、濃厚接触者のご家族の方が、検査受けて、PCR検査受けて陰性であった、その場合に議員本人が自費でPCR検査なり抗原検査なりをして陰性であった場合には、それをもって出席を可能とするというご意見いただきました。先ほどの多数の意見と、とにかく家族が濃厚接触者であった場合は、PCR検査の結果に関わらず、濃厚接触者の方と同じ期間議員も待機とみなして出席を見合わせていただくというご意見が多かったんですけれども。

横田委員。

横田委員

保健所の指導は、一応自宅待機2週間というのは決まりなんですか。

委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

決まりとは聞いていないです。ここはそれぞれの事例により判断されているのかなと思いますけれども。多いのは、濃厚接触者と判断されてPCR検査を受けた結果陰性であっても、最終接触日から2週間は自宅で待機してくださいねと言われてはるのが多いです。逆に念のために検査をされた方については、PCR検査後、陰性であった場合にはもう次の日から登校して大丈夫ですという判断をされている場合が多いと聞いております。

委員長

横田委員。

横田委員

であれば、保健所の見解な形で、今佐谷議会事務局長おっしゃったように、そういうふうに決まっておるのであれば、リスク管理という意味でもそういう方法でやればどうかなと。だから念のため検査者の場合は陰性が確認できれば出席できますよというのが保健所のルールであれば、そのルールに基づいてやればいいのではないかなというふうに思いますけども。

委員長

齋藤委員。

齋藤委員　私の娘が奈良にいますけどもね、孫が小学校にいますけど、聞きますとね、さっきもおっしゃってましたように、陽性になったら前と後ろだけ検査してあとはもう検査しない。要するに小学校の子なんか校庭で遊ぶわ、昼休みは遊ぶわ話すわ、そんな状況の中で、それで果たしてその濃厚接触者というのをそれだけに限定していいのかなという、保健所はそうなんでしょうけども、危機管理という面からいうと、それでいいのかなというふうな感じです。私の意見として。

委員長　まず濃厚接触者の場合どうしようかという議論で進めようかと思ってましたけど、念のため検査のことについても皆さん意見を言っていてますんで、それでもいくつかのパターンがあって、なかなか基準としてどうしていくっていうのは難しいかなと思うんですけど、これ多数の意見に合わせていくというやり方をするのか、いややっぱり議会の運営なんで、そういうやり方ではなくて、全員が合意できる点を見いだせない場合は現状維持ということになるかと思うんですけど。いかがでしょうかね。

ただ、そうすると今、同居の親族が濃厚接触者の場合はPCR検査の結果が陰性であっても出席見合わせてくださいという申し合わせになります。ただ、この申し合わせですけれども、強制力があるかというところもまた難しい面がありまして、最終的に本人さんがどうしても出席するんやというたらそれを拒否できるかという点でいっても、拘束力的には実は弱いんですね。その点も、もっと厳しくして出席できないという規制にするのか、その辺もご意見いただければなと思うんですけど。ただそこも意見が分かると、この今ある基準ですね、これでもう現状、今後もういくと、対象になった議員に対しては議会の申し合わせということで見合わせてくださいと、お願いはするけども、最終判断は本人さん、こういう形になろうかなと思うんです。まず出た意見ばらばらでしたけど、それは統一していくのかどうか、その点についてご意見聞かせていただけますかね。

嶋田委員。

嶋田委員　やっぱり統一していかないかんやろ。斑鳩町議会としてはこういう形で、こういう姿勢で臨んでいるということせなあかんさかいに、やはり議

運である程度の結論出さなあかんのと違うかなとは思いますが。

委員長 他の委員さんそういう形でよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、出た意見をひとつずつ検討していこうと思うんですけど、まずはこの現状の基準どおりですね、これが一番多数の意見だったんですけれども、同居の親族の方が濃厚接触者であった場合、PCR検査が陰性であっても、本人さんも濃厚接触者だとみなして出席は見合わせてもらうというのですね。そうではなくて、濃厚接触者の方がPCR検査で陰性であった場合、本人さんがPCR検査をして、陰性であったら出席してもらうというケース。それとあとは念のため検査であっても、濃厚接触者だというふうに、同居の親族が念のため検査を受けはっても、濃厚接触者だとみなして、そこでも二通りですね、念のため検査を受けはった人が陰性であったら出席してもらったらいいいという意見と、いやいや陰性であっても出席は見合わせてもらうべきやと、大きく4つに分かれるのかと思いますけども、多数のご意見で言うと、同居の親族の方が濃厚接触者であった場合、PCR検査で陰性であっても議員本人も濃厚接触者だとして出席は見合わせてもらうと、だからこれの通りの意見が一番多かったかなというふうに思うんですけども、議会として見解を一致させていこうと、議会運営委員会としてと思うと、その意見で統一していくことになるのかなと思いますけど、そういう形でまとめさせていただいてもよろしいですかね。議長も何かご意見ありましたら。 伴議長。

議長 皆さんの協議で決めていただいたらと思います。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 ひとつお聞きしたいのが、先ほども申しましたように、念のために検査を受けてはる同居の親族の方がおられる場合、PCR検査の結果が出るま

での間は議員さんの出席を見合わせるか、それともそれは関係なく、ほかの町のように出てきてもらってもいいとされるかということだけはちょっとご確認いただければと思います。

委員長　　まず、そうしましたら、同居の親族の方が濃厚接触者であって、PCR検査を受けて陰性であっても、これは議員本人も同様の扱いをするというのと、念のため検査を受けて、陽性だったらだめですけども、陰性やった場合に、PCR検査の結果が出るまでの間は出席を見合わせてもらおうと。陰性やった場合は出席していただくということにするとかどうかな。　齋藤委員。

齋藤委員　　陰性であって、本人も陰性であるということじゃなくて、もしかしたら検査の人が陰性であったら、同居の家族は検査しないでオッケーっていうこと。

委員長　　念のため検査の場合は、対象になっている方が陰性であったら本人さんはPCR検査をせずに出席してもらおうということでもいいのか。　嶋田委員。

嶋田委員　　先ほど言わはったように、念のためというの、濃厚接触者というのは、ものすごく限られた範囲の方をさしてあるんで、その付近の方は念のためという感じですね。広い範囲で捉えたら濃厚接触者になるん違うかなと、一般の者は思うわけですね。そやから念のためでも本人だけやなしに、議員自身もPCR検査やって結果を出してもらおうというふうなことにせなあかんの違うかなとは思いますがね。

委員長　　そうした場合は議員は自費でPCR検査を受けて、陰性だということを証明して出席してもらおうということになるのかなと思いますが。その点はいかがですか。　齋藤委員。

齋藤委員　　私も嶋田さんの意見に賛成です。金かかるかもわかりませんが、そ

れは当然、議会全体に及ぼす影響を考えたら、その方が大きいと思います
んで、やるべきだと思います。

委員長 他の委員さんはいかがでしょう か 横田委員。

横田委員 嶋田委員と同じです。

委員長 小城委員。

小城委員 僕も皆さんと同じで陰性証明書という証明書は必要かなと。企業も部長
級以上とか、というのは必ず陰性証明書を持ち歩いて行動しているんで、
やはり必要かなと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 51 分 休憩)

(午前 11 時 55 分 再開)

委員長 再開いたします。そうしましたら、意見をまとめさせていただきますと、
同居の親族の方が濃厚接触者であった場合でPCR検査が陰性であっても、
議員本人も濃厚接触者だとみなして出席は見合わせてもらう、さらに、念の
ために同居の親族の方が検査を受けて陰性であった場合、その場合には議員
本人がPCR検査等を受けて陰性であることを確認、証明してもらって、の
ちには出席していただくことは可能であるというような形で文書まとめさせ
ていただいて、引き続き議会の申し合わせ事項だということで、取り扱いを
させていただくということによろしいでしょうか。 齋藤委員。

齋藤委員 今、PCR検査等といいましたよね。「等」ということは抗原検査もい
いということですか。

委員長 抗原検査も、PCR検査と抗原検査は認めるという方向で。それもはっ

きりと明記しましょうか。はい。ということで文書化するということによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そしたら、今申しあげました形で文書化してまとめさせていただきたいと思えます。ただ、本日文書については確認しないと即適用できませんので、先に、次の議題に進む中で、事務局のほうで文書については作成していただいて、後ほど確認をしたいというふうに思えます。

そうしましたら、この件については以上で終わります。

2点目、暫時休憩いたします。

(午前11時58分 休憩)

(午前11時58分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

次に、(2) 要望書等の取扱いについてを議題といたします。

これまでに2件の要望書を受けております。これらの取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

本来でしたら、事務局長に経緯等を説明していただくところですが、今、文書作成のため席を外しておりますので、私のほうから簡単に説明をさせていただきます。

まず1点目には、中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書について、こちらについては、奈良県町村議会議長会のほうから郵送されてきたものでございます。中身については目を通していただきたいと思いますので、後ほど休憩をとりたいと思えます。

2点目につきましては、令和4年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いということで、こちらは毎年、公益社団法人 日本理科教育振興協会のほうから送られてきてるものでございます。こちらについても内容等の説明は省略をさせていただきまして、文書に目を通していただくのに暫時休憩いたします。

(午前 11 時 59 分 休憩)

(午後 0 時 03 分 再開)

委員長 再開いたします。

それでは、これらの要望書の取り扱いについて、ひとつずつご意見をお聞きしたいと思います。まず、中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書については、まず、議長のほうから補足説明がありますので、お願いします。 伴議長。

議長 これに関しては、数日前に議長会の理事会があつて目を通させていただきました。そして、日程的に11月の議運、そして本会議が12月というように思ひをもつて私は考えておつたんです。今回こういった形で議会運営委員会が開かれましたので、ここでの協議になったんですが、できましたらよその状況、他町村の状況をちょっと見て、内容としたら私自身も非常に大切なことだと思うんですけど、どう協議していったらいいのかという事も踏まえたうえで時間をいただいて、今回、僕の個人的な思いからしますと、もう1度11月に取り上げていただければ非常にありがたいなというような形で思っている次第でございます。以上でございます。

委員長 ただいま、議長のほうから今回の取り扱いについて決めてしまうのではなくて、次の定例会、12月の町議会に向けて先送りという言い方がふさわしいかわかりませんが、対応してはどうかということでご意見いただきましたが、この取り扱いについてはいかがでしょうか。それも含めてですね、今回、今からでも付託してとか、配布にとどめるなど、いろんなやり方としてはできますので、委員皆さんご意見をお聞かせいただく中で、決めていこうと思つていますが、いかがでしょうか。 横田委員。

横田委員 伴議長のおっしゃるとおりで、他町の動きも見ながら検討していったほうが良いと思つてます。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、どう協議したらいいか、議長おっしゃったようにわからんところもあります。ほんで、これ11月の議運で協議するとしたら、もう今回これは11月に回すという形にするのか、それとも今回配布にとどめて再度11月にいっぺん出してくるのか、というところですね。そこらへんがちょっとまとめてもらったほうがいいのではないかなと思います。

委員長 議長のおっしゃっている意見だと11月の議運に回すという形で申し出をされているかなというふうに思うんですが。 嶋田委員。

嶋田委員 それで結構かと思います。

委員長 他の委員さん、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、ただいま議題となっております、中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書については、今回取り扱いについて決めてしまうのではなく、再度11月の議会運営委員会の中で協議をさせていただくということにとどめておきたいと思いますのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

そうしましたら、これについてはそのようにさせていただきます。

次に2点目の、令和4年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのごお願いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

横田委員。

横田委員　これは例年ございますよね、結局、補助金の予算計上って毎年やっているわけやから、議員配布でいいと思います。

委員長　ほかの委員さんいかがでしょうか。　嶋田委員。

嶋田委員　横田委員と同じく議員配布。これも毎年やって、斑鳩町ではちゃんと予算計上もしているのと年々聞いておりますんで、議員配布で結構かと思えます。

委員長　齋藤委員。

齋藤委員　横田委員と一緒に。

委員長　他の委員さんも、そのような形でよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長　そうしましたら、2点目の令和4年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いについては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

以上で、（2）要望書等の取扱いについてを終わります。

次に、2. その他についてを議題といたします。

委員さんのほうから何かございますでしょうか。　齋藤委員。

齋藤委員　今日、本会議で陳情の話が、委員会付託とありましたね、その委員会付託になった陳情が今日の奈良新聞を見たら、もう県のほうに、市町村会の会と、それから、市町議会、市議会議会と、町村会議会とそれから生駒市長と天理市長か、持って行って、もう出したって載ってましたけども、それ、私の勘違いかわかりませんが。

委員長　伴議長。

議長 これも理事会での話し合いで、今回持っていかれたのは、メインとするところはコロナ対策について奈良県のほうで、緊急事態もしくはまん延防止のあれを知事のほうから国のほうに要請をしていただいて、各団体ひとつだけでなくて、医師会も含め全体で動いたと。その中で、踏まえて経済的のところも入っていたかわかりませんが、メインディッシュはそういう要請のほうですんで、ちょっと趣旨が違う、重なる部分があったとしても基本的にはそっちのほうでございます。

齋藤委員 わかりました、すみません。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 私のほうから事務局に1点確認したかったんですけど、まだ局長戻ってきておられないので、暫時休憩いたします。

(午後 0時10分 休憩)

(午後 0時15分 再開)

委員長 再開いたします。

それでは、本日協議事項の1点目にあげていました、新型コロナウイルス感染症にかかる公務の取り扱いについて、事務局で文書化していただきましたので、説明のほうお願いします。佐谷議会事務局長。

議会事務局長 それではお手元に文書案をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思えます。議長からの本日宛の文書でございます。

新型コロナウイルス感染症にかかる公務の取り扱いについて

このことについて、令和3年9月1日水曜日の議会運営委員会で協議された結果、本日より、本会議、委員会、議員懇談会など新型コロナウイルス

ス感染症にかかる公務の取り扱いについては、下記のとおり運用したいと考えますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

- ① 議員本人が新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触者となった場合、保健所の指示に従い、自宅待機してください。
- ② 同居の親族等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者である場合、保健所が同居の親族等に指示された自宅待機の期間は、公務の出席を見合わせてください。
- ③ 同居の親族等が、保健所から指導により、念のため新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査を受ける場合、同居の親族等のPCR検査の結果が陰性であっても、議員本人が新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査又は抗原検査を受け、その陰性を確認するまでは公務の出席を見合わせてください。
- ④ 従前と同様、会議出席前に自宅で体温測定を実施し、発熱等の風邪症状が見られる場合は出席を見合わせてください。

以上、ご理解くださいますよう、よろしく申し上げます。

このような形で書かせていただきましたが、こちらのほう陰性証明というものについて入れるかどうかについては、ちょっと私もどうかと考えましたので一応あえて入れておりませんので、申し添えます。

委員長

事務局のほうでこのような形で文書化をしていただきました。陰性の証明書については文章の中には明記をしておりませんが、証明書の提出は求めない、本人がPCR検査や抗原検査をされて、陰性であるということを確認して、口頭報告になりますけども、そういう形でよしとするということになるかと思えます。この文書で本日確認させていただいてよろしいでしょうか。 齋藤委員。

齋藤委員

③のところですけども、これは同居の親族等が保健所から指導により、ということは、さっき言った、もしかしたら感染という、その場合は保健所が指導するんですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 その場合は保健所が指導といいますか、受けたほうがいいですよということで、受けれるもの、要するに行政検査、無料で保健所等で行政検査を受けれるというのがこの場合でございます。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 あんたはもしかしたら検査の対象ですよという指示が保健所からあるわけですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 個人の場合は本人さんとお聞きしておりますが、団体の場合は団体を通してとお聞きしております。

齋藤委員 わかりました。保健所からなんらかの連絡があって、もしかしたら検査の対象になるということですね。わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、コロナの感染症につきましては、もう日々状況が変わってきているところもありますので、また必要に応じて改正等を行うかもしれないませんが、現段階、本日においてはこの文書で確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そうしましたら、次に、その他として私のほうから事務局に確認をさせていただきたいんですけども、決算審査の関係書類、資料ですね、昨年、議会運営委員会でも諮っていただいて、前坂口議長のもとで、整理をしていただくということでしたが、その際に現存する資料について削除するも

のではないということを確認したんですけども、今回の資料の中で不用額調書が入ってなかったんで、それがなぜかなと思いましたが、その点について事務局に確認させていただきたいと思います。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 令和3年2月22日にですね、予算関係資料及び決算関係資料について、議会運営委員会に提出させていただいておまして、この時に主要な施策の成果報告書の中に、資料編と不用額を含むということで記載させていただいております。これに基づきまして、現在皆様に配布しております主要な施策の成果報告書資料編の中の第4表、令和2年度一般会計歳入歳出決算（目的別）の内訳の中で、翌年度繰越額の横に、新しい欄で「不用額」の欄を設けられておりますので、そちらをご参照いただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長 わかりました、そういう形でまとめていただいたということで確認をしておきます。

他に委員さんのほうから、何かございますか。

（ な し ）

委員長 議長から、何かございませんか。

（ な し ）

委員長 事務局のほうからは。

（ な し ）

委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いた

だきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。
どうもお疲れ様でした。

(午後0時22分 閉会)